

休眠預金等活用法（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律）に関する預金等共通規定

1.（休眠預金等）

休眠預金等とは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）第2条第6項により、預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。

なお、預金等とは、一般預金等（預金保険法第51条第1項に規定する一般預金等をいいます。）もしくは決済用預金（同法第51条の2第1項に規定する決済用預金をいいます。）をいいます。

ただし、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下「休眠預金等活用法施行規則」といいます。）第3条により、預金等から次に掲げるものを除きます。

- (1) 勤労者財産形成預金、勤労者財産形成年金預金、勤労者財産形成住宅預金
- (2) 少額貯蓄非課税制度（マル優）利用口座

2.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、預金等について、以下の事由を休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由について、休眠預金等活用法施行規則第4条第2項に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りります。）
- (3) 預金者等（「預金者その他の預金等に係る債権を有する者」をいいます。以下、同じ。）から、預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りります。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

3.（行政庁の認可を受けた異動事由）

当行が、預金等について、休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づき行政庁から認可を受けた事由は、末尾別表のとおりです。

4.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第2条（休眠預金等活用法に係る異動事由）又は第3条（行政庁の認可を受けた異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ 預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前号に掲げる事由が生じた場合
… 他の預金に係る最終異動日等

5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① 預金等について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - ② 預金等について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ 預金等に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ④ この預金等に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② 預金等について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権が消滅したことに伴い、預金等を解約した場合であっても存続するものとし、

以 上

【別表】 行政庁の認可を受けている預金等の種類、異動事由

預金等の種類	行政庁に認可を受けている異動事由
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> ・民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下、本表において「規則」といいます。）第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管）
普通預金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による預金種別の変更および口座移管） ・規則第4条第3項第6号（総合口座に含まれる定期預金の異動）
貯蓄預金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管）
納税準備預金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管）
通知預金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金証書の発行、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管）
自由金利型定期預金（大口定期預金）	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出により口座移管）
自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管） ・規則第4条第3項第6号（総合口座に含まれる普通預金の異動）
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管）
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管） ・規則第4条第3項第6号（総合口座に含まれる普通預金の異動）
自動継続指定期定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管） ・規則第4条第3項第6号（総合口座に含まれる普通預金の異動）
自動継続変動金利定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管） ・規則第4条第3項第6号（総合口座に含まれる普通預金の異動）

預金等の種類	行政庁に認可を受けている異動事由
定期積金	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による口座移管）
総合口座	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条第3項第1号（預金者等の申出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）、繰越） ・規則第4条第3項第3号（預金者等の申出による預金種別の変更および口座移管） ・規則第4条第3項第6号（総合口座に含まれる他の預金の異動）